

● 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

● 吉田町立図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第10条 法第14条の規定に基づき、吉田町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 図書館の利用者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は妨げない。

●吉田町図書館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉田町立図書館設置条例（平成10年吉田町条例第15号。以下「条例」という。）第10条の規定により設置された吉田町図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について館長の諮問に応じ、意見を述べる。

- (1) 図書館の運営に関すること。
- (2) 図書館奉仕に関すること。
- (3) その他図書館の利用促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会の会議は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、吉田町立図書館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

吉田町図書館協議会委員名簿

任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日

	氏 名	住 所	10条関係	備 考
1	おおやなぎ ちほの 大柳 知穂乃	〒421-0304 吉田町神戸1748番地の2 自彊小学校	1号	学校教育の関係者 1期目(自彊小学校・司書教諭)
2	すがさわ みちこ 菅澤 路子	〒421-0305 吉田町大幡1800番地の1	2号	社会教育の関係者 2期目(社会教育委員)
3	つつい みやこ 筒井 美矢子	〒421-0304 吉田町神戸2193番地の6	5号	利用者代表 4期目
4	なかむら りよこ 中村 吏余子	〒421-0301 吉田町住吉1621番地の1	3号	家庭教育の向上に資する活動を行う者 1期目(さくら保育園・園長)
5	ふかみ ともひと 深見 知仁	〒421-0303 吉田町片岡2130番地 吉田特別支援学校	1号	学校教育の関係者 1期目(吉田特別支援学校教諭・ 図書表現課長)
6	ふじた ひろし 藤田 洋司	〒421-0303 吉田町片岡2408番地の2	5号	利用者代表 6期目(吉田町手をつなぐ育成会・ 会長)
7	やまもと ひろし 山本 宏	〒421-0304 吉田町神戸1611番地の1	4号	学識経験のある者 6期目

(アイウエオ順)

